

社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会 介護職員初任者研修（通信）学則

（指定事業者名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会（以下「本会」という。）

東京都新宿区原町3丁目8番地

（目 的）

第2条 本会は、高齢者の増加及び多様化するニーズに対応した適切な介護を提供するため、必要な知識、技術を有する職員の育成を行い、広く福祉社会に貢献することを目的とする。また、介護事業に従事するにあたり、習得すべき知識と技術を研修するだけでなく、介護に最も重要な利用者に寄り添う心やふれあいを大切にしたい人材育成を行う。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業（以下、「研修」という。）を実施する。

介護職員初任者研修課程（通信形式）

（研修事業の名称）

第4条 社会福祉法人^{恩賜}財団東京都同胞援護会 介護職員初任者研修事業（通信）

（年度事業計画）

第5条 平成30年度の研修事業は次のとおり実施する。

区分	実 施 期 間	募集定員
第1回	平成30年9月25日～平成30年12月14日	12名
合 計		12名

（受講対象者）

第6条 東京都内及び東京都近郊在住、在勤で通学（スクーリング・実習）可能な者

（研修参加費用）

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。（金額は全て税込み。）

区分	内 訳	金 額	研修参加費用合計	納付方法	納付期限
第1回	受講料	56,200円	63,195円	一括振込 納入	受講開始前 指定日まで
	テキスト代	6,995円			

(使用教材)

第8条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

区分	テキスト名	出版社名
第1回	介護職員初任者研修テキスト	一般財団法人長寿社会開発センター

(研修カリキュラム)

第9条 研修を修了するために履行しなければならないカリキュラムは別紙「研修カリキュラム表」のとおりとする。

(研修会場)

第10条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は別紙「研修会場一覧」のとおりとする。

(担当講師)

第11条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(実習施設)

第12条 実習は別紙「実習施設一覧」の施設において実施する。

(募集手続)

第13条 受講生申込手続は次のとおりとする。

- (1) 本会指定の受講申込書に必要事項を記載の上、期日までに申し込む。ただし、定員に達した時点で申込み受付は終了する。
- (2) 本会は、書類審査の上、受講者の決定を行い受講決定通知書を受講者あてに通知する。
- (3) 受講決定通知書を受取った受講生は、指定の期日までに受講料等を納入する。
なお、開校日以降に受講生の都合により受講をキャンセルする場合、研修参加費用の返却は行わない。
また、受講生の都合により科目の一部または全部を修了できなかった場合も、同様に研修参加費用の返却は行わない。
- (4) 当法人は、受講料等の納入を確認した後、教材を郵送する。

(科目の免除)

第14条 科目の免除については「東京都介護職員初任者研修実施要綱6」に基づき、1-(1) 多様なサービスの理解、1-(2) 介護職の仕事内容や働く現場の理解、追加カリキュラム実習を免除することができる。

- (1) 「東京都介護職員初任者研修指定要領」別表2「介護職員初任者研修実習先一覧」に記載された介護施設等で過去3年間に6ヶ月以上継続的(週1回以上)の介護実務の実務経験がある者については免除することができる。

(通信形式の実施方法)

第15条 通信形式については、次のとおり実施する。

(1) 自宅学習

添削課題を自宅で学習し、回答を提出期限までに提出する。

合格ラインは70点以上とし、70点未満の場合は、合格点に達するまで再提出する。

(2) 評価方法

添削課題については、課題の理解度及び記述の適格性・論理性に応じて、担当講師がA、B、C、Dの評価を行う。

(A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満)

(3) 個別学習の対応方式

受講性の質問については、FAX（番号：03-3341-7165）又は電子メール（アドレス：ic-kubu6@douen.jp）により受付け、必要に応じて担当講師に照会する。

(修了の認定)

第16条 修了の認定は第9条に定めるカリキュラム130時間と追加カリキュラム14時間を履行し、次の修了評価を行った上、修了認定会議において基準に達したと認められた者に対して行う。

(1) 修了評価は、担当講師が科目ごとに行い、その評価をまとめて項目全体の評価を行う。

(2) 修了認定は、筆記試験により行う。ただし、介護に必要な基礎的知識の理解度及び生活支援技術の習得状況の評価については、「9 ところとからだのしくみと生活支援技術」の最終日に実技の習得状況を確認する。

(3) 認定基準は、次のとおり、理解度の高い順にA、B、C、Dの4区分で評価した上で、C以上の評価の受講者を評価基準を満たしたものと認定する。評価基準に達しない場合には、必要に応じて指導を行い、基準に達するまで再評価を行う。

認定基準（100点を満点とする）

A=90点以上、B=80～89点、C=70～79点、D=70点未満

(研修欠席者の扱い)

第17条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合には必ず「欠席届」を提出する。

(補講の取扱い)

第18条 研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、補講を行うことにより当該科目を修了したものとみなす。この場合、必ず「補講届」を提出しなければならない。ただし、補講にかかる受講料については、1科目につき2,000円を受講者負担とする。

また、補講の実施は原則として本会において実施する予定であるが、やむを得ない場合は他の事業者で実施する場合もある。その場合の受講料は、他の事業者が定める金額にすることとする。

原則として、受講できる単位は「項目」である。ただし、本会で補講を実施する場合は「科目」ごとに、他の事業者で実施する場合で「科目」の内容（演習の有無、実技演習の内容等）が概ね

同じで、時間数が同一以上に設定されている場合に、「科目」ごとに補講できるものとする。

(保険加入)

第19条 介護労働講習等損害（傷害・賠償責任）保険は、全ての受講生が加入するものとし、これに係る一切の費用は受講料に含むものとする。

(受講の取消し)

第20条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。なお、この場合の研修参加費用の返却は行わない。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。

(修了証明書等の交付)

第21条 第16条により修了を認定された者は、本会において「東京都介護職員初任者研修実施要綱 9」に規定する修了証明書及び修了証明書（携帯用）を交付する。

(修了者管理の方法)

第22条 修了者管理については、次により行う。

- (1) 修了者を修了者台帳に記載し、永久保存するとともに、東京都が指定した様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行う。但し、修了証明書及び携帯用修了証明書の発行にかかる料金については、それぞれ1枚につき500円を受講者負担とする。

(受講料返還方法)

第23条 受講料の返還については、次のとおりとする。

- (1) 開講1週間前までに解約の申し出があった場合、受講料を全額返還する。
- (2) 開講後に解約の申し出があった場合、未受講分に相当する受講料を返還する。
- (3) 解約は、「解約申請書」（様式1）にて申し出があった場合に限る。
- (4) 受講料返還方法は、銀行口座振込とし振込手数料は本人負担とする。

(公表する情報の項目)

第24条 東京都介護職員初任者研修実施要綱8に規定する情報の公表に基づき、当法人ホームページ（URL: <http://www.doen.jp>）において開示する内容は別紙「公表情報一覧」のとおりとする。

(研修事業執行担当部署)

第25条 研修事業は本会高齢者支援系グループ介護職員初任者研修課程事務局にて執行する。

(その他留意事項)

第26条 研修事業の実施に当たり、次のとおり必要な措置を講じることとする。

(1) 研修の受講に際して、受講申込時又は研修開始日の開校式までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出等により行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否又は修了の認定を行わないものとする。

- ① 戸籍謄本、戸籍抄本若しくは住民票の提出
- ② 住民基本台帳カードの提示
- ③ 在留カード等の提示
- ④ 健康保険証の提示
- ⑤ 運転免許証の提示
- ⑥ パスポートの提示
- ⑦ 年金手帳の提示
- ⑧ 国家資格等を有する者については免許証又は登録証の提示等

(2) 研修に関して下記の苦情等の口を設けて研修組織と連携し、苦情及び事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応組織：介護職員初任者研修課程事務局受講生担当窓口

電話 042-391-3274 03-3341-7162

(3) 事業実施により知り得た受講者等の個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しない。

(4) 受講者等が実習等で知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用することのないよう受講者の指導を行う。

(施行細則)

第27条 この学則に必要な細則、並びにこの学則に定めない事項で必要がある場合は、本会がこれを定める。

(附 則)

この学則は平成30年6月12日から施行する。

介護職員初任者研修講座受講解約申請書

解約申込日	平成 年 月 日	受講者 No.		
フリガナ 氏 名	印	生年 月 日		性別 男・女
フリガナ 住 所	〒 —			
電 話		F A X		
返 還 方 法	*原則として銀行本人口座振込とさせていただきます。			
振 込 先	銀行名等		支店名	口座番号
				普通 当座
	口座名義	(フリガナ)		

※ 受講済み研修日・科目をご記入ください。

月 日	
月 日	
月 日	
月 日	
月 日	

公 表 情 報 一 覧

研修機関情報	法人情報	●法人格・法人名称・住所・電話番号 ●代表者名・研修担当理事・事業所の組織 ●事業概要
	研修機関情報	●事業所名・住所等 ●理念 ●学則 ●研修会場、設備
研修事業方法	研修の概要	●対象 ●研修スケジュール ●定員 ●指導者数 ●研修受講手続き ●費用
	課程責任者	●課程編成責任者
	研修カリキュラム	●科目別シバラス ●科目別担当講師名 ●科目別特徴 ●実技演習科目の方法 ●通信形式の実施方法 学習内容、時間数、教材、指導体制、指導方法、課題、評価
	修了評価	●修了評価の方法 評価の方法、評価者、再履修等の基準
	実習施設	●実習協力機関の名称、住所 ●実習協力機関の介護保険事業の概要 ●実習プログラム内容及び特色 ●実習指導体制 ●協力実習期間における延べ人数
講師情報		●専任・兼任の講師数
実績情報		●過去の研修実施回数、参加人数
連絡先等		●申込み、資料請求先 ●苦情対応者名、連絡先
質を向上させる取組み		●研修生満足度調査情報 ●事業所満足度調査情報

本会ホームページ（URL：<http://www.douen.jp/>）

担 当 講 師 一 覧 (介護職員初任者研修課程 通学・通信)

事業者名: 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

研修期間 平成30年9月25日～平成30年12月14日

担当科目 (項目・科目番号、科目名)	講習時間数			講師名	資格・免許	職及び 業務内容
	計	通 学	通 信			
1(1)多様なサービスの理解	3	3		池田 清彦	介護福祉士	サンホーム 施設長
1(2)介護職の仕事内容や働く現場の理解	3	3				
2(1)人権と尊厳を支える介護	4	2	2			
2(2)自立に向けた介護	5	2	3			
3(1)介護職の役割、専門性と多職種との連携	2	2				
3(2)介護職の職業倫理	1	1				
3(3)介護における安全の確保とリスクマネジメント	2		2	岡本 勝巳	介護福祉士 介護支援専門員	原町ホーム 施設長
3(4)介護職の安全	1		1			
4(2)障害者総合支援制度及びその他制度	3		3			
8(3)家族の心理、かかわり支援の理解	1		1			
10(2)就業への備えと研修修了後における継続的な研修	2	2				
4(1)介護保険制度	3	3		浅見 文隆	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	昭和郷高齢者 複合施設 所長
5(1)介護におけるコミュニケーション	3	3				
5(2)介護におけるチームのコミュニケーション	3		3			
7(3)認知症に伴うこころとからだの変化と日常生活	2	2				
9(1)介護の基本的な考え方	2	2				
9(2)介護に関するこころのしくみの基礎的理解	4	3	1			
4(3)医療との連携とリハビリテーション	3		3	西澤 徳子	理学療法士 介護支援専門員	原町ホーム ゆたか苑 理学療法士
6(1)老化に伴うこころとからだの変化と日常	3		3	小金沢康哲	介護福祉士 介護支援専門員	フジホーム 施設長
7(4)家族への支援	2		2			
6(2)高齢者と健康	3	3		近藤せつ子	看護師 介護支援専門員	原町ホーム 看護師
7(1)認知症を取り巻く状況	1	1				
7(2)医学的側面から見た認知症の基礎と健康管理	1	1				
8(1)障害の基礎的理解	1	1				
8(2)障害の医学的側面、生活障害、心理・行動の特徴、かかわり支援等の基礎的知識	1	1				

担 当 講 師 一 覧 (介護職員初任者研修課程 通学・通信)

事業者名: 社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

研修期間 平成30年9月25日～平成30年12月14日

担当科目 (項目・科目番号、科目名)	講習時間数			講師名	資格・免許	職及び 業務内容
	計	通 学	通 信			
9(3)介護に関するからだのしくみの基礎的理解	4	3	1	浅見 友博	社会福祉士 介護福祉士 介護支援専門員	フジホーム 主任 生活相談員
9(4)生活と家事	4	3	1			
9(13)介護過程の基礎的理解	6	6				
9(14)総合生活支援技術演習	6	6				
10 (1) 振り返り	2	2				
9(5)快適な居住環境整備と介護	5	5		小出 裕司	介護福祉士	ニューフジホーム 介護職員
9(6)整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7				
9(6)整容に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7		長谷川修平	介護福祉士	高齢者住宅 さくらガーデン 生活相談員
9(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7				
9(7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7		河野 雄太	介護福祉士 介護支援専門員	原町ホーム 副施設長
9(10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7				
9(11)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	6				
9(7)移動・移乗に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7		山田 卓磨	介護福祉士 介護支援専門員	ゆたか苑 主任 生活相談員
9(9)入浴、清潔保持に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7				
9(8)食事に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7		山川 聡	管理栄養士 栄養士	ひかり苑 管理栄養士
	7	7		宮崎 絵美	介護福祉士	ひかり苑 介護職員
	7	7		相馬 君代	管理栄養士 栄養士	さやま園 管理栄養士
	7	7		伊藤 華恵	介護福祉士	サンホーム 生活相談員
9(10)排泄に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	7	7		福島 洋一	介護福祉士	フジホーム 生活相談員
9(11)睡眠に関連したところとからだのしくみと自立に向けた介護	6	6		上原 智子	介護福祉士	昭和郷小規模多機能 居宅介護センター 介護職員
9(12)死にゆく人に関連したところとからだのしくみと終末期介護	3	3		渡邊 拓未	介護福祉士	ゆたか苑 副主任 介護職員
9(14)総合生活支援技術演習	6	6				
9(13)介護過程の基礎的理解	6	6		中村 圭吾	介護福祉士	昭和郷訪問介護 センター 介護職員

小文字は補助講師

別記第1号の8様式

実習施設一覧

(介護職員初任者研修課程

通学・**通信**)

平成30年6月12日現在

事業者名：社会福祉法人恩賜財団東京都同胞援護会

1 介護実習

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1	フジホーム	昭島市中神町1260	介護老人福祉施設	12	30年9月～31年3月
2	ニューフジホーム	昭島市中神町1260	介護老人福祉施設	12	30年9月～31年3月
3	原町ホーム	新宿区原町3-8	介護老人福祉施設	12	30年9月～31年3月
4	ゆたか苑	豊島区長崎3-26-4	介護老人福祉施設	12	30年9月～31年3月
5	ひかり苑	東村山市富士見町2-7-40	介護老人福祉施設	2	30年9月～31年3月
6	原町グループホーム	新宿区原町3-84-8	認知症高齢者 グループホーム	12	30年9月～31年3月
7					年 月 ～ 年 月
合 計				62	

2 ホームヘルプサービス同行訪問

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1					年 月 ～ 年 月
2					年 月 ～ 年 月
3					年 月 ～ 年 月
合 計					

3 在宅サービス提供現場見学

	施設名	所在地	施設種別	承諾人数 (人)	承諾期間
1	フジ・デイサービスセンター	昭島市中神町1260	通所介護事業所	12	30年9月～31年3月
2	原町デイサービスセンター	新宿区原町3-84-8		12	30年9月～31年3月
3	東大和市ふれあい デイセンターひかり苑	東村山市富士見町2-7-40		2	30年9月～31年3月
4					年 月 ～ 年 月
合 計				26	